

条 例

埼玉県特別県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第四十九号

埼玉県特別県営住宅条例の一部を改正する条例

埼玉県特別県営住宅条例（昭和四十二年埼玉県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「掲げる者」の下に「（県営住宅条例第六条第一項第六号に該当しない者を除く。）」を加え、同項に次の一号を加える。

三 東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（平成二十四年法律第四十八号）第八条第一項に規定する支援対象地域その他規則で定める地域に存する住宅に平成二十三年三月十一日において居住していた者で、公営住宅法第二十三条第二号並びに県営住宅条例第六条第一項第三号及び第五号に掲げる条件を具備するもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。